

平成15年12月25日（木）

## 保健所長の職務の在り方についての意見募集について

平成14年10月に地方分権改革推進会議から、保健所長の医師資格要件に関する要望が出され、これを踏まえ、平成15年3月より保健所長の資格要件に関する検討を行うため、「保健所長の職務の在り方に関する検討会」設置し、保健所長の業務、保健所長の資質、保健所長の資格要件等に関して関係者間でこれまでに7回にわたり幅広い議論を行ってきたところであります。

今般、本検討会における議論の取りまとめにあたり、広く国民の皆様からのご意見を募集するため、厚生労働省ホームページに別添のとおり保健所長の職務の在り方についての意見募集を掲載しますのでお知らせします。

(参考)

意見募集掲載のWebの場所（URL）

<http://www.mhlw.go.jp/public/bosyuu/index.html>

意見募集期間 平成15年12月26日～平成16年1月14日

# 保健所長の職務の在り方について意見の募集について

厚生労働省では、平成15年3月より、「保健所長の職務の在り方に関する検討会（座長：石井威望・東京大学名誉教授）」において、保健所長の業務、保健所長の資質、保健所長の資格要件等について関係者間で幅広い議論を行っています。

本検討会における議論のとりまとめにあたり、下記のとおり、広く国民の皆様からご意見を募集いたします。

趣旨としては、第6回及び第7回検討会で事務局が提出し、現在、審議中の『「地域住民の健康の保持及び増進並びに安全の確保」の観点から求められる保健所長の資格要件（案）』について、国民の皆様からの意見を幅広くお聴きし、検討会のご議論の参考にしていただくというものですので、世論調査やアンケート調査のような国民の意見の構成割合を示すものとしての取り扱いとはなりませんので予めご了解下さい。

なお、いただいたご意見に対して個別の回答は致しかねますので、その旨ご了承願います。

## ご意見募集

### 保健所長の職務の在り方に関するご意見募集

## 参考資料

### 保健所長の職務の在り方に関する検討会開催要綱

### 保健所の活動

### 保健所に関する基礎データ

### 論点整理メモ

### 「地域住民の健康の保持及び増進並びに安全の確保」の観点から求められる保健所長の資格要件（案）

### 事務・事業の在り方に関する意見（地方分権改革推進会議）（抜粋）

## 記

### 1 募集期間

平成15年12月26日（金）～1月14日（水）（郵便の場合は当日消印有効）

### 2 提出方法

ご意見等は理由を付して、以下に掲げるいずれかの方法で提出して下さい（様式自由）。電話での受付はできませんので、ご了承下さい。 → 〔様式例〕

また、提出していただくご意見等には必ず「保健所長の職務の在り方について」と明記して提出して下さい。

#### ○ 電子メールの場合

電子メールアドレス HOKENSHOCHO@mhlw.go.jp

厚生労働省健康局総務課地域保健室地域保健係

## 意見募集担当宛

(ファイル形式はテキスト形式でお願いします。)

### ○ 郵送の場合

東京都千代田区霞が関1-2-2 〒100-8916

厚生労働省健康局総務課地域保健室地域保健係

## 意見募集担当宛

### ○ ファクシミリの場合

ファクシミリ番号 03-3503-8563

厚生労働省健康局総務課地域保健室地域保健係

## 意見募集担当宛

### 3 ご意見等の提出上の注意

ご意見は日本語に限ります。また、個人の場合は氏名・住所・職業・性別・年齢（歳代）を、法人の方は法人名・所在地を記載して下さい。なお、寄せられたご意見については、住所、電子メールアドレスを除き、公表させていただくことがありますので、予めご了承願います。

## **保健所長の資格要件**

### **地域保健法施行令**

**第四条 保健所長は、医師であって、左の各号の一に該当する技術吏員でなければならない。**

- 一 三年以上公衆衛生の実務に従事した経験がある者**
- 二 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第百三十五条に規定する国立保健医療科学院の行う要請訓練の課程を経た者**
- 三 厚生労働大臣、前二号に掲げる者と同等以上の技術又は経験を有すると認めた者**

## 保健所長の職務の在り方に関するご意見募集

### (検討の方向)

問1 「地域住民の健康の保持及び増進並びに安全の確保」のために求められる保健所長の資格要件を検討するうえで、検討の方向を次のようにすることについて、どのように評価されますか。

#### 検討の方向

- (1) 国民の利益の観点にたち「地域住民の健康の保持及び増進並びに安全の確保」のために最も高い水準の保健所長を確保することを目指す。そのために必要な資格要件を設定する。
- (2) その様な資格要件を満たす者を確保するために地方自治体、国等は最大限の努力を払う。
- (3) 現行制度における資格要件の下で保健所の果たしてきた役割、実績の評価を踏まえる。
- (4) 現行資格要件変更の是非と妥当性を検討するにあたっては、変更を必要とすると具体的な理由と上記（1）－（3）を勘案する。併せて、組織運営の効率性、今後の社会環境の変化の予測、都市と地方の格差等についても参照する。

- ア. 検討の方向として妥当である  
イ. 検討の方向として妥当ではない  
→理由及び代案を記入してください

### (資格要件の考え方)

問2 保健所長は次の3つの資格と職務遂行に必要な要件を備えた者である必要があると考えていますが、どう評価されますか。

- ① SARS、O157等の健康危機発生等の緊急時に、組織の長として瞬時に的確な判断及び意思決定をするために必要な専門的知識を有する医師資格保有者またはこれと同等な者
- ② 地域の保健、医療、福祉の状態を把握し、保健所として果たすべき適切な役割を企画及び指導することができるだけの公衆衛生の実務経験を有するか教育を受けた者
- ③ 医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、臨床検査技師、衛生検査技師、診療放射線技師、栄養士等の多くの職種からなる保健所組織全体を統括指導し（平時の部内の組織管理能力）、地域の医療、保健衛生をはじめとした多様な関係者との意志疎通を行い良好な調整、協力体制を構築し（平時の部外の調整能力）、さらにSARS、O157等の健康危機発生等の緊急時に的確に組織を管理、運営できる（緊急時の組織管理能力）組織管理能力を有する者

- ア. 資格要件の考え方として妥当である
- イ. 資格要件の考え方として妥当ではない

→理由及び代案を記入してください

#### (現行制度の評価)

問3. わが国の保健所は過去及び現在を通じて、その役割を果たしてきたと評価できますか

- ア. 評価できる。
- イ. 相当程度評価できる
- ウ. あまり評価できない
- エ. 評価できない

→理由を記入してください

問4. 医師が所長であることが保健所の業務と質を高く保ち、住民や関係者から信頼を得ることに貢献してきたと思いますか。

- ア. 貢献してきた
- イ. 相当程度貢献してきた
- ウ. あまり貢献していない
- エ. 貢献していない

→理由を記入してください

問5. 保健所医師確保に関する現行制度の問題点は何でしょうか。(複数回答)

- ア. 兼務による弊害
- イ. 組織運営の柔軟性の障害
- ウ. 医師の人事経歴管理上の阻害要因
- エ. 特に問題はない
- オ. その他（具体的に記入してください）

問6. 前問の問題点の解決策としては、まず医師を確保することで努力すべきとしています  
が、どう評価されますか。

- ア. 努力すれば確保可能と考えているので、その方向で努力すべき
- イ. 確保は困難かも知れないが、まだその方向で努力すべき
- ウ. 医師確保は極めて困難であり、医師以外の者を保健所長とする以外にない
- エ. その他（具体的に記入してください）

(参酌すべき事項)

問7. 保健所における効率的な組織運営の観点から、特に現場で瞬時に対応すべき健康危機管理での問題への対応のあり方はどうあるべきでしょうか。

- ア. 保健所長が相当の専門的・技術的知識経験に基づき責任を持って判断
- イ. 保健所長の責任において判断するにあたり、相当の知識経験を有する者が補佐
- ウ. その他（具体的に記入してください）

問8. 保健所の業務に関し、今後の社会環境の変化をどう予測していますか。（複数回答）

- ア. 健康危機管理の役割の拡大
- イ. 保健所の技術性、専門性が強く求められる業務の拡大
- ウ. その他（具体的に記入してください）

問9. 保健所の業務を遂行していく上で、都市と地方に格差や問題に差がありますか。

- ア. ある
  - イ. ない
- 理由を記入してください（具体的に）

(実施可能な具体的な内容)

問10. 「住民の健康の保持及び増進、並びに安全の確保」のために求められる保健所長の資格要件は何でしょうか。思うところを自由にお書き下さい。

問11. 医師以外の者が保健所長となった場合、どのような影響が生じるとお考えでしょうか。また、その対応策としてどのようなことが考えられるでしょうか。その対応策は確かに機能すると考えられるでしょうか。

問12. 保健所長が医師でなければならない場合、どのような影響が生じているとお考えでしょうか。また、その対応策としてどのようなことが考えられるでしょうか。その対応策は確かに機能すると考えられるでしょうか。

問13. その他、保健所長の職務の在り方に関する検討会についてのご意見をお書き下さい。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

# 「保健所長の職務の在り方に関する検討会」開催要綱

## 1. 趣旨

保健所長の資格要件に関する検討を行うため、保健所長の業務、保健所長の資質、保健所長の資格要件等に関して関係者間で幅広い議論を行う。

## 2. 経緯

平成14年10月、地方分権改革推進会議より、保健所長の医師資格要件に関する要望が出され、それを踏まえ、平成14年度中に厚生労働省において保健所長の職務の在り方に関する検討の場を設けたところである。

## 3. 検討内容

- (1) 保健所が担うべき業務について
- (2) 保健所長の職務について
- (3) 保健所長に求められる能力について
- (4) 保健所長の資格要件についての今後のあり方
- (5) その他

## 4. 検討会構成メンバー等

- (1) 検討会の構成メンバーは、別紙のとおりとし、うち1人を座長とする。
- (2) 平成15年3月より検討を開始し、月1回程度の開催とする。

## 5. その他

- (1) 検討会は、厚生労働省健康局長が開催する。
- (2) 会議は公開とする。
- (3) 検討会の庶務は、厚生労働省健康局総務課地域保健室において行う。

## 《保健所長の職務の在り方に関する検討会委員名簿（五十音順）（敬称略）》

○石井威望（東京大学名誉教授）

小幡純子（上智大学教授）

金川克子（石川県立看護大学学長）

黒川 清（東海大学教授）

櫻井秀也（日本医師会常任理事）

志方俊之（帝京大学教授）

多田羅浩三（日本公衆衛生学会理事長）

中川浩明（全国知事会事務総長）※平成15年9月16日就任

秦 靖枝（牛久市民福祉の会事務局長）

福田富一（宇都宮市長）

吉村健清（産業医科大学教授）

（○は座長）

## 保健所の活動

保健所は、対人保健サービスのうち、広域的に行うべきサービス、専門的技術を要するサービス及び多種の保健医療職種によるチームワークを要するサービス並びに対物保健等を実施する第一線の総合的な保健衛生行政機関である。また、市町村が行う保健サービスに対し、必要な技術的援助を行う機関である。

### 《対人保健分野》

#### <感染症等対策>

- (感染症予防法)
- 健康診断、患者発生の報告等
- (結核予防法)
- 定期外健康診断、予防接種、訪問指導、管理検診 等

#### <エイズ・難病対策>

- エイズ個別カウンセリング
- (無料匿名検査を含む)事業、エイズ相談・教育事業等
- 難病医療相談 等

#### <精神保健対策>

- (精神保健福祉法)
- (障害者基本法)
- 医療・保健・福祉相談、デイ・ケア事業等

#### <その他>

- (母子保健法)
- (老人保健法)
- (健康増進法等)
- 広域的又は専門的な知識及び技術を要する事業等

### 《対物保健分野》

#### <食品衛生関係>

- 営業の許可、営業施設等の監視、指導等
- (食品衛生法)

#### 保健所運営協議会 保健所長(医師)

- ・ 健康危機管理
- ・ 市町村への技術的援助・助言
- ・ 市町村相互間の調整
- ・ 地域保健医療計画の作成・推進
- ・ 献血の推進

#### <医療監視等関係>

- 病院等、医療法人、歯科技工所、衛生検査所等への立入検査等
- (医療法、歯科技工士法、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律)

#### <生活衛生関係>

- 営業の許可、届出、立入検査等
- (生活衛生関係)
- 営業の運営の適正化に関する法律、興行場法、公衆浴場法、旅館業法、理容師法、美容師法、クリーニング業法)

医師	理学療法士
歯科医師	作業療法士
薬剤師	保健師
獣医師	助産師
診療放射線技師	看護師
診療X線技師	医療社会事業員
臨床検査技師	精神保健福祉相談員
衛生検査技師	食品衛生監視員
管理栄養士	環境衛生監視員
栄養士	と畜検査員 等
歯科衛生士	

#### 《企画調整》

- 広報
- 普及啓発
- 衛生統計

なお、政令市等の設置する保健所については、老人保健法に基づく健康診査、健康教育等や母子保健法に基づく乳幼児健診等を、これらの業務に加え行っているところもある。

## 保健所に関する基礎データ

### 1. 保健所数

	14. 4. 1現在	15. 4. 1現在
都道府県	(47) 448力所	(47) 438力所
指定都市	(12) 70	(13) 71
中核市	(30) 30	(35) 35
保健所政令市	(11) 11	(9) 9
特別区	(23) 23	(23) 23
計	(123) 582	(127) 576

( ) 内は自治体の数

#### ※参考

	14. 4. 1現在	15. 4. 1現在
二次医療圏数	363	363
老人保健福祉圏域数	359	364

### 2. 保健所支所数

	14. 4. 1現在	15. 4. 1現在
都道府県	(47) 105力所	(47) 116力所
指定都市	(12) 3	(13) 5
中核市	(30) 0	(35) 1
保健所政令市	(11) 0	(9) 0
特別区	(23) 0	(23) 0
計	108	122

( ) 内は自治体の数

### 3. 統合施設の状況 (15. 1現在)

統合施設を設置している自治体の割合  $31 / 123 = 25.2\%$

統合施設となっている保健所の割合  $245 / 582 = 42.1\%$

(内訳)

保健福祉統合型（福祉事務所等との保健福祉部門の統合）

19県市（154保健所）のうち141力所

総合出先機関併設型（土木や農林部門との併置で地方振興局となっている）

12県市（122保健所）のうち104力所

合計 31県市（276保健所）のうち245力所

※参考

統合施設長（245カ所）の職種

医師である施設	140カ所 (57.1%)
事務である施設	97カ所 (39.6%)
その他である施設	8カ所 (3.3%)

4. 保健所の職種別職員数（人）

	13. 3. 31現在	14. 3. 31現在
医師	1, 088	1, 055
歯科医師	94	88
獣医師	2, 313	2, 280
薬剤師	2, 585	2, 616
理学療法士	71	65
作業療法士	47	44
歯科衛生士	357	353
診療放射線技師	919	866
診療エックス線技師	38	41
臨床検査技師	1, 041	1, 050
衛生検査技師	221	199
管理栄養士	1, 152	1, 090
栄養士	133	170
保健師	7, 926	7, 880
助産師	65	68
看護師	171	148
准看護師	60	50
その他	12, 237	12, 041
計	30, 518	30, 104

※参考

1 保健所当たりの医師数（14. 3. 31）

$$1, 055 / 582 = 1. 81\text{人}$$

5. 保健所長の兼務状況

15年10月現在

10県市 の22カ所